

第2節

死因究明等推進基本法の成立

1 成立の経緯

推進法は2年間の時限立法であったため、平成26年9月に失効したが、その後も政府においては、同年6月に閣議決定された旧計画に基づき、関係省庁の連携の下で、様々な取組を進めた（資1-2-1参照）。その結果、死因究明等推進協議会^{注11)}の設置が推進されたほか、警察等の検視体制が強化されるなどしており、旧計画は、我が国における死因究明等の実施体制の充実に一定の役割を果たした。

資1-2-1 死因究明等推進計画の推進状況（令和3年3月末現在）

死因究明等推進計画の推進状況（令和3年3月末現在）

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会 ・令和3年3月末において、41都道府県に死因究明等推進協議会が設置
・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の財政支援を実施

災害 ・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

支援 ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施

研究 ・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援ソフト開発をはじめとした「死因究明等の推進に関する研究」を推進

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

大学 ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実に要請
・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備のため、国公私立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金を通じて支援

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

薬毒物CT ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進
・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築

科捜研 ・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

検視官 鑑識官 ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施

検案医 ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施
・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」、「死体検案研修会（上級）」を実施

CT等 ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例を検証
・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を実施
・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を作成・掲載
・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

DNA ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始

歯科 ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

臨場率 ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、令和2年中における検視官の臨場率が81.2%に向上

解剖 ・令和2年中、司法解剖8,115体、死因・身元調査法に基づく解剖2,983体、その他の解剖（監察医による解剖・遺族の承諾による解剖）7,241体を実施

鑑識官 （警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く）
・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始
・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を75の海上保安部署に配備

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

通報 ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係行政機関に通報

遺族説明 ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

出典：厚生労働省資料による

注11) 地方の状況に応じた死因究明等の施策を検討するため、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等）が協議する場として地方公共団体に設置されているもの。

こうした政府の取組が進められる一方で、推進法が失効する前から、党派を超えた国会議員により、推進法で定められていた死因究明等の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務を維持発展させる必要があるなどとして、推進法の後継法となる法律を制定しようとする検討が重ねられていた。その結果、令和元年6月、第198回国会において、議員立法により、恒久法である死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）^{注12)}が成立し、令和2年4月に施行された。

2 基本法の概要

基本法（資1-2-2参照）は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的としている（基本法第1条）。

基本法が定める基本理念は次のとおりである（基本法第3条）。

- 1 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
 - ① 死因究明^{注13)}が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。
 - ② 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。
 - ③ 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。
 - ④ 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。
- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする

注12) P84資料編1参照

注13) 基本法において、「死因究明」とは、死亡に係る診断、若しくは死体の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

また、基本法は、国の責務について、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると規定し、地方公共団体の責務について、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定している。さらに、大学の責務について、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものと規定している（基本法第4条～第6条）。

基本法が定める国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策は次のとおりである。

- 1 死因究明等に係る人材の育成等（基本法第10条）
- 2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（基本法第11条）
- 3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（基本法第12条）
- 4 警察等^{注14}における死因究明等の実施体制の充実（基本法第13条）
- 5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（基本法第14条）
- 6 死因究明のための死体の科学調査の活用（基本法第15条）
- 7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（基本法第16条）
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（基本法第17条）
- 9 情報の適切な管理（基本法第18条）

また、基本法は、政府は死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならないと規定しており、死因究明等推進計画では、次の事項について定めるものとされている（基本法第19条）。

- ① 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項
- ② 死因究明等に関し講ずべき施策
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

注14) 基本法において、「警察等」とは、警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。

加えて、政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている。

また、基本法は、厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部を置くことと規定しており、死因究明等推進本部は、死因究明等推進計画の案の作成等の事務をつかさどることとされている（基本法第20条）。

このほか、基本法は、地方公共団体はその地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を設けるよう努めるものと規定している（基本法第30条）。

資1-2-2 死因究明等推進基本法の概要

死因究明等推進基本法の概要

目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながる事、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

基本的施策【第10条～第18条】

- | | |
|--|--|
| ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、
資質の向上、適切な処遇の確保等 | ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用 |
| ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備 | ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び
身元確認に係るデータベースの整備 |
| ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 | ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族
等に対する説明の促進 |
| ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実 | ⑨ 情報の適切な管理 |
| ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 | |

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
 - ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
 - ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視
- 【組織】本部長：厚生労働大臣、本部員(10名)：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

検討【附則第2条】

国は、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について、本法施行後3年を目途として検討を加えるものとする。

※ 令和2年4月1日から施行

出典：厚生労働省資料による